

石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町

合併協議会だより

平成15年11月15日発行 No.8



足湯を楽しむ来場者

気分スッキリ！

春日居町に「足湯」オープン

10月20日、春日居町駅前にひざ下まで湯につけて温める「足湯」の施設がオープンしました。

公営の常設施設としては県内初めてで、温泉をソーラーシステムで温めるのが特徴です。同施設は円形と長方形をつなぎ合わせた「鍵穴式」となっていて、一度に50人が座れるベンチで囲んだ構造となっています。さらに、ハーブを用いた薬用スペースや石を敷き詰めて足裏のマッサージ効果を高めるスペースも設けられています。

【利用時間】

10月～3月 午前10時～午後5時

4月～9月 午前10時～午後6時

【利用料】

無料

新市の名称候補

11作品が決定！

住民意向調査は

6町村とも賛成多数

■発行 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

■住所 〒406-0021 山梨県東八代郡石和町松本1126 ■TEL 055-261-6291 ■FAX 055-261-6293

■URL : <http://www.office-gappei.jp> ■E-mail : kyogikai@office-gappei.jp

新市名称候補11作品決まる！

応募総数は、4,442件

9月1日から9月30日まで新市の名称を募集した結果、県内外から名称954種類、合計4,442件の応募がありました。

また、10月29日には有識者会議が開催され、有識者の推薦する作品と有識者の考案した作品計6点が示され、応募による上位5作品と合わせた計11作品が、11月14日に開催された第11回合併協議会で報告されました。

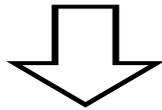
今後は、12月の合併協議会において新市の名称が決定される予定です。



新市名称有識者会議

新市名称決定方法

【第11回合併協議会】
名称候補11作品報告



【第12回合併協議会】
協議会委員による投票11作品→2作品
2作品による投票→名称決定

新市名称 応募結果

| 受付方法 | 応募件数 |
|--------|-------|
| FAX | 95 |
| ホームページ | 713 |
| 応募はがき | 2,180 |
| 官製はがき | 199 |
| 窓口持参 | 1,242 |
| メール | 1 |
| 封書 | 12 |
| 応募合計 | 4,442 |

新市名称候補作品

公募作品

笛吹
(ふえふき)

峡東
(きょうとう)

甲斐
(か い)

甲斐国分寺
(かいこくぶんじ)

ふえふき

有識者推薦及び考案作品

甲斐国府
(かいこくふ)

甲斐路
(か い じ)

甲陽
(こうよう)

成蹊
(せいけい)

桃源
(とうげん)

東青垣
(ひがしあおがき)

新市名称の応募状況

多くの皆様から、新市の名称にご応募いただきありがとうございました。

集計結果をお知らせいたします。

| | |
|------|-------|
| 応募件数 | 4,442 |
| 有効件数 | 4,165 |
| 無効件数 | 277 |

応募件数50位（62件）

| 順位 | 名称 | よみがな | 件数 |
|----|--------|---------|-------|
| 1 | 笛吹 | ふえふき | 1,058 |
| 2 | 甲斐 | かい | 239 |
| 3 | ふえふき | ふえふき | 204 |
| 4 | 峡東 | きょうとう | 147 |
| 5 | 甲斐国分寺 | かいこくぶんじ | 145 |
| 6 | 桃源 | とうげん | 124 |
| 7 | 桃花 | とうか | 93 |
| 8 | フルーツ | ふる一つ | 81 |
| 9 | 笛吹川 | ふえふきがわ | 66 |
| 10 | 東フルーツ | ひがしふる一つ | 58 |
| 11 | 東八 | とうはち | 52 |
| 12 | 桃源郷 | とうげんきょう | 51 |
| 13 | 桃の里 | もものさと | 36 |
| 14 | 桃山 | ももやま | 34 |
| 15 | 桃香 | とうか | 31 |
| 16 | 国府 | こくふ | 28 |
| 17 | 中央 | ちゅうおう | 24 |
| | 桃泉 | とうせん | 24 |
| 19 | 甲斐笛吹 | かいふえふき | 23 |
| 20 | 甲州 | こうしゅう | 19 |
| | 甲斐国府 | かいこくふ | 19 |
| 22 | 甲斐中央 | かいちゅうおう | 18 |
| | 桃園 | ももぞの | 18 |
| 24 | 甲東 | こうとう | 17 |
| | 武田 | たけだ | 17 |
| 26 | 桃の花 | もものはな | 16 |
| 27 | 東郡 | ひがしごおり | 14 |
| 28 | 甲斐フルーツ | かいふる一つ | 12 |
| 29 | いやさか | いやさか | 11 |
| | さわやか | さわやか | 11 |
| | やまかい | やまかい | 11 |
| | 東果 | とうか | 11 |
| | 東笛吹 | ひがしふえふき | 11 |

| | |
|--------|-----|
| 応募名称種類 | 954 |
|--------|-----|

| 順位 | 名称 | よみがな | 件数 |
|----|--------|-----------|----|
| 34 | 甲斐路 | かいじ | 10 |
| | 国中 | くになか | 10 |
| 36 | フルーツ王国 | ふる一つおうこく | 9 |
| | みのり | みのり | 9 |
| | よってけ | よってけ | 9 |
| | 果実 | かじつ | 9 |
| | 甲斐央 | かいおう | 9 |
| | 甲斐中 | かいなか | 9 |
| | 笛吹フルーツ | ふえふきふる一つ | 9 |
| 44 | 東 | あずま | 9 |
| | かいじ | かいじ | 8 |
| | とうはち | とうはち | 8 |
| | 桃果 | とうか | 8 |
| | 桃和 | とうわ | 8 |
| 49 | 緑 | みどり | 8 |
| | 峡桃 | きょうとう | 7 |
| | 甲斐桃源 | かいとうげん | 7 |
| | 甲斐武田 | かいたけだ | 7 |
| | 東かいじ | ひがしかいじ | 7 |
| 50 | 桃郷 | とうきょう | 7 |
| | みやさかい | みやさかい | 6 |
| | ももの里 | もものさと | 6 |
| | 鶯飼 | うかい | 6 |
| | 峡東フルーツ | きょうとうふる一つ | 6 |
| | 郷桃 | きょうとう | 6 |
| | 山東 | さんとう | 6 |
| | 信玄 | しんげん | 6 |
| 桃葡 | とうぶ | 6 | |
| 平和 | へいわ | 6 | |

第9回・10回合併協議会

消防団は統合し分団制へ 地域審議会は旧町村ごとに設置

平成15年8月26日及び10月11日にそれぞれ第9回・10回合併協議会を石和町スコレーセンターで開催しました。

消防団は合併時に統合し分団制とすること、循環・巡回バスは6町村の公共施設を結ぶ新たな運行経路を検討すること、地域審議会は合併前の旧町村ごとに設置することなどが承認されました。

また、9月中に募集した新市の名称に全国から4,442件の応募があったことや住民説明会の開催状況などの報告もされました。

なお、今回の合併協議会で承認された項目は次のとおりです。



承認された項目

(数字は協定番号)

9 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の旧町村の区域ごとに地域審議会を設置する。

設置については、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

14 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 事務組織及び機構の整備方針に基づき整備する。
- (2) 現6町村役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。
- (3) 現6町村役場庁舎は、必要に応じ分庁舎として有効活用する。
- (4) 新市の組織については、住民サービスの向上につながるよう十分配慮する。
- (5) 付属機関については、6町村ともに置かれているものについては合併時に統合し、それ以外のものについては実情を考慮し調整する。

15 支所・出先機関の取扱い

支所・出先機関の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 現役場庁舎は、当面、支所として活用し、業務内容については住民サービスの向上につながるよう配慮する。
- (2) 出先機関については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

18 公共的団体の取扱い

公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合に努める。

- (1) 各町村共通している団体については、連合会形式も含め、合併時に統合できるように調整に努める。なお、統合に時間の要する団体については、将来統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (2) 町村独自の団体については、原則として現行どおりとし、新市においてその内容を検討する。

20 出資団体の取扱い

出資団体の取扱いについては、現状のまま新市へ引き継ぐ。

22 消防団の取扱い

- (1) 消防団は合併時に統一する。現に消防団員であるものは、新市に引き継ぎ、編成については分団制とし

分団の組織、担当区域については、当面は合併時の各町村の組織及び活動区域とし、新市において調整をする。

(2) 消防相互応援協定については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整をする。

(3) 任免、給与、服務等については、合併時に調整する。

(4) 消防団員の費用弁償等については、合併時に廃止し、消防団運営費助成制度等により新市において調整する。

(5) 消防施設整備については、新市において統一した基準を定め調整する。

(6) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐ。

(7) 各種行事等については、新市において統一して実施する。

24 補助金・交付金等（総務・企画関係）の取扱い

総務・企画関係の補助金・交付金については、次のとおりとする。

(1) 自治会補助金については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において調整する。

(2) 消防・防災関係の補助金等については、新市において統一した基準を定め、調整する。

(3) その他の補助金・交付金については、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

40 補助金・交付金等（産業・経済・建設関係）の取扱い

産業・経済・建設関係の補助金・交付金については、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

43 各種年金の取扱い

国民年金の取扱い業務、受給相談については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

45 児童福祉の取扱い（その2）

(1) 乳幼児医療費助成事業については、御坂町、一宮町の例により新市に引き継ぐ。国保加入者の現物給付（窓口無料化）については、新市において検討する。

(2) 放課後児童健全育成事業については、現行の施設をそのまま新市に引き継ぐ。

開設時間及び利用料については統一し、開設日については、当面は現行のまま新市に引き継ぎ、効果的な運営と住民の利便性を考慮し新市で検討する。

(3) 児童館については、現行のまま新市に引き継ぐ。運営・管理については、当面現行のとおりとし、児童の健全育成のため、新市において施設の整備充実を検討する。

46 高齢者福祉の取扱い（その2）

(1) 国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準に、新市において調整して実施する。

(2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、合併時に調整し実施する。

(3) 敬老会事業については、合併年度は現行のとおり実施し、翌年度以降は統一した助成方式により実施する。

47 障害者福祉の取扱い

(1) 障害者福祉計画については、社会経済状況の変化等を踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら、新市において新たに策定する。

(2) 国又は県等で定める制度については、現行の実施方法を基準に調整して、新市として実施する。

(3) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。

(4) 重度心身障害者福祉タクシーについては、現行のまま新市に引き継ぐ。内部障害者については、石和町の例による。助成金額については、590円の48枚綴りとする。

(5) 重度心身障害者医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(6) 心身障害児者一時養護サービスについては、利用制限時間を年240時間に統一し、新市に引き継ぐ。

(7) 心身障害者小規模作業所事業については、現状のサービスを低下させないように、現行のまま新市に引き継ぐ。

(8) 障害者社会参加促進については、八代町、春日居町の例により、新市で調整する。

(9) 身体障害者福祉会については、現行のまま新市に引き継ぎ、組織充実のための支援を行う。

(10) 支援費制度については、継続して新市に引き継ぐ。

48 社会福祉の取扱い

(1) 生活保護については、新市で福祉事務所を設置し実施する。

(2) 国又は県等で定める制度に基づくものについては、そのまま新市に引き継ぐ。

(3) 民生委員児童委員については、国制度のため現行

のまま新市に引き継ぐ。

組織については、旧町村単位に地区民生委員協議会を設置するとともに、市の連絡協議会を設置する。

活動費については、他の非常勤特別職と整合性を図りながら新市において調整する。

(4) 結婚対策事業については、そのまま新市に引き継ぎ、運営状況等を勘案する中で新市において組織の見直しを検討する。

(5) 戦没者慰霊祭については、合併年度は旧町村単位で実施し、翌年度以降は新市において関係機関と協議し調整する。

50 保育事業の取扱い

保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(1) 保育時間については、現行のまま新市に引き継ぎ、延長保育については引き続き実施する。

(2) 保育料については、合併年度はそれぞれの町村の例により、合併翌年度より国の徴収基準及び現行のそれぞれの町村の保育料を勘案して統一を図る。

(3) 保育所助成事業については、国・県の助成制度に関わるものについては、現行どおり継続し、その他のものについては必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

(4) 障害児保育については、新市においても継続する。受入保育所等の運営については、受入希望の状況をみて調整する。

54 使用料及び手数料（住民関係）の取扱い

住民関係手数料については、合併時に新市の手数料徴収条例等により整備する。

55 補助金・交付金等（住民関係）の取扱い

住民関係の補助金・交付金については、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

64 補助金・交付金等（教育関係）の取扱い

教育関係の補助金・交付金については、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

66-1 総務関係の取扱い

総務関係事務事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 情報公開制度については、新市において条例化し、統一した運用を図る。

(2) 地縁団体については、新市において条例化し、統一した運用を図ることとし、現状の団体は新市に移行する。

(3) 公告については、新市において条例化する。掲示場の数については6か所とし、位置は支所の場所とする。

(4) 投票所数については、当面、現行のとおり新市に移行する。なお、変更の必要がある場合は、新市において検討する。ポスター掲示場の数については、法令の定めるところによる。

(5) その他の総務関係事務事業については、新市において調整する。

66-4 交通関係の取扱い

(1) チャイルドシート（乳児用）貸与事業については、石和町、御坂町、八代町、春日居町の例による。

(2) 合併後、新たな交通安全計画を策定し事業の推進を図る。

(3) 石和町交通バリアフリー事業は、そのまま新市に引き継ぐ。

(4) 循環・巡回バスについては、運行経路・運営方法について、新市において新たに6町村の公共施設等を結ぶなど、速やかに検討する。

なお、現在運行している一宮町内循環バス及び境川村内巡回バスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

66-5 防災関係の取扱い

(1) 防災行政無線については、施設は現行のまま新市に引き継ぐが、運用については、合併時まで調整する。

なお、周波数の統一を含め新市において整備を図る。

(2) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。

なお、新計画が作成されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(3) 防災会議、災害対策本部及び地震災害警戒本部並びに水防会議については、合併時に新たに設置する。

(4) 応援協定については、石和町と八代町間は、新市の地域防災計画により対応する。

御坂町については、締結先と協議のうえ新市において締結する方向で調整する。

66-6 防犯灯設置、維持管理の取扱い

現行のまま引き継ぎ、新市において防犯灯台帳を整備し統一を図る。

住民説明会が終了

～ 6 町村107カ所 3,030人が参加～

8月26日から10月11日まで各町村で住民説明会が開催されました。

この説明会は、住民説明会後の住民意向調査に際しての判断材料としていただくために行われたもので、「合併に関する協議結果」及び「新市将来構想」を中心に説明が行われました。説明後の合併に対する質疑応答では、住民から将来の新市に対する期待や不安など、活発な意見が出されました。各会場とも期待される合併の効果、懸念される合併の課題に関する多くの質問や要望が寄せられ、合併に対する関心の高さが伺われました。

なお、この説明会は各町村107カ所で行われ、参加者は延べ3,030人でした。

住民説明会開催状況

| 町村名 | 開催数 | 対象地区 | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 参加者数 (人) |
|-----|-----|------|-----------|-------------|-------------|
| 石 和 | 27 | 26 | 26,977 | 10,767 | 735 |
| 御 坂 | 19 | 29 | 12,437 | 3,794 | 383 |
| 一 宮 | 27 | 27 | 11,458 | 3,509 | 830 |
| 八 代 | 10 | 9 | 8,725 | 2,694 | 358 |
| 境 川 | 14 | 14 | 4,818 | 1,456 | 346 |
| 春日居 | 10 | 11 | 7,156 | 2,653 | 378 |
| 合計 | 107 | 116 | 71,571 | 24,873 | 3,030 |

住民説明会から … 質疑応答（抜粋・要約） …

Q 今回の説明会が終了した後、住民意向調査が行われるということですが、調査の結果、合併に反対という意見が多かった場合、合併はどうなりますか。

A 住民意向調査は、町村ごとに実施することになっており、住民意向調査の結果は十分に尊重しながら、それぞれの町村の議会や合併検討会議などで協議する中で、結論を出していくこととなります。

その結果、たとえ1町村でも合併に反対ということになれば6町村の合併協議の継続は不可となり、別の枠組みで新たに合併協議をやり直すか、単独存続ということになります。

Q 合併により行政の区域が広がり、議会議員も104人から30人に減少する中で、地域の声が市長まで届きにくくなりませんか。

A 確かに本庁舎までの距離が遠くなりますし、町村ごとの議員数は減ることになりますので、そういった不安もよく耳にしますが、6町村それぞれに地域審議会を設置することによって地域の声を市政に反映することができます。また、6町村の役場が支所として残りますので住民生活に身近な問題などは支所で対応することもできるかと思います。

Q 協議結果の中で住民生活につながる具体的な部分が、当面現行どおりとか、新市において調整ということが多いように感じますが、合併後はどうなりますか。

A 当面とはおおむね3年～5年くらいの間に調整を行っていくと考えていますが、事業によっては一概にその期間ではできないものもあります。例えば水道料金については、事業形態が異なっているため、事業の一本化には時間がかかると思われます。

また、6町村の町村長それぞれの考え方もあるので、新市において調整する項目もできます。新市の市長の政策により初めて調整がつくものもあります。



境川村での説明会

Q ゴミ処理については甲府市との協定があると思いますが、合併によりゴミ処理問題はどのようになっていますか。

A 現在、この地域のゴミは甲府市のゴミ処理場において焼却しており、平成23年度まで処理することができます。現在の処理施設閉鎖後の新しい建設用地については検討組織をつくり努力した結果、御坂町八千蔵地区と八代町増田地区を建設候補地として決定し、今後引き続き協議を重ねていくことになっています。

Q 地域審議会を設置するというのですがどのような組織か教えてください。

A 地域審議会は、合併特例法に基づいて旧町村単位に設置することができ、新市の施策全般に関して市長から諮問を受け、必要に応じて市長に意見を述べるすることができます。

本地域では6町村それぞれに平成27年3月31日まで設置することとし、市議会議員、公共的団体等の代表者、学識経験者15名以内で構成され、新市建設計画に関することや地域振興に関することなどについて協議されます。

Q 中道町は甲府市との合併協議を中断して、合併の枠組みについて甲府と東八のどちらを選択するか住民投票を行うようですが、仮にこちら側に決まった場合には中道を含めて合併していくのですか。また、芦川村についてはどうですか。

A 中道町は法定協議会を設置して甲府市との合併協議を進めてきたが、町長が変わってアンケートを行った結果、甲府市との合併協議を中断することになり、現在、合併の枠組みを決める住民投票について協議を行っているようです。

現時点で正式な話があったわけではありませんし、6町村の合併協議は議会の議決を経て法定協議会を設置して進めているものでありますので、この6町村の枠組みで合併協議を続けていきます。

仮に中道町が東八を選択した場合についてですが、当初は東八広域行政の中で合併の話は始まったので拒む理由はありませんが、すでに協議の8～9割が終了している段階であり、新たな枠組みで最初から協議を



春日居町での説明会

スタートするのは時間的には厳しいと思います。芦川村についても同じことが言えます。

Q 暫定本庁舎は当分の間は石和町役場ということですが、新庁舎の建設は予定されていますか。仮に新庁舎を建設した場合には支所は廃止されてしまうのですか。

A 本庁舎となる石和町役場は本庁機能が全て入りきれないので分庁方式としますが、行政効率が悪くなるので、合併特例債を利用しながら新庁舎を建設していくことになると思います。新庁舎の建設については、現時点では具体的な協議は行われていません。

支所については、住民サービスの面から旧町村ごとに残すこととしています。維持管理の面でマイナスの考えもありますが、新市の中で情勢を見ながら検討されていくものと思われます。

Q 6町村それぞれの役場が支所となりますが、役所に用事がある場合には支所だけで対応していただけるのですか。本庁に行かなければならないこともありますか。

A 本庁舎には総務・企画など各管理部門を中心に置き、本庁機能のうち農政、建設、教育部門などで本庁舎に入りきれなければ、分庁舎に置くことになると思います。

支所の業務としては日常生活に係る税、保健、福祉、水道などの機能が残る予定ですし、庁舎間はネットワークで結ばれますので、たいいていの用事は支所で対応可能だと思いますが、例えば許認可の関係では本庁に行かなければならないケースも考えられます。

Q 税金についてですが、合併すると固定資産税が高くなりませんか。都市計画税の課税区域はどうなりますか。

A 税率については、地方税法の規定によることとし、個人住民税均等割を除き、現行どおり標準税率となります。

固定資産税については、国で定める評価基準に基づいており、ほとんど変わることはありません。3年に一度見直しが行われていますが、新設道路などができるとその周辺が変更される場合もあります。

都市計画税については、現在6町村の中で石和町だけが課税されていますが、新市の土地利用計画に基づいて課税範囲を検討していくことになります。

Q 合併すると合併特例債を使えるということですが、これは借金ですか。

A 合併特例債については、合併直後の道路整備や施設整備などの経費に対する支援で、標準事業費の95%の借入れが可能となり、本地域は387億円を上限額として借入れができます。通常借入れをしますと元利償還金の全額を返済しなければなりません、合併特例債は返済額の70%を国が交付税で措置してくれて、30%を返済すればよいことになっています。

30%は借金となりますから、上限額の全額を使う必要はありませんが、大型プロジェクトの実施に有効活用されていきます。

Q 新市の将来構想を見ると夢のようなプロジェクトがたくさん載っていますが、15年間で想定される財政規模でここにある事業を全て行うことができますか。

A 将来構想は6町村が合併した場合の理想的な方向性を示しているものです。住民意向調査の結果、合併を進めていくことになれば、この将来構想を基に新市の建設計画や実施計画により具体的な事業計画を策定していくことになります。

財政的な問題もあり、将来構想にある全ての事業を短期間に実施することは困難だと思われるので、住民のコンセンサスを得ながら優先的に実施すべき事業を選択していくことになります。



一宮町での説明会

Q 石和町には文化スポーツ振興財団があり、その基金は石和町と石和町民から集めたものであるが、合併により財団や基金の取り扱いはどのようになりますか。

A 文化スポーツ振興財団は、石和町にしかない団体であり、財団設立までには町民の協力や多くの関係者の苦勞があり

ました。今後、このような財団を新たに設立するには条件が厳しく困難であるため、財団は新市に引き継いでいくこととされました。

ただし、基金が積み上げられており、単純に新市全体に広げてという考えはできませんので、新市の中で財団の活用方法や基金について検討していくこととなり、しばらくは今の形で運営されていきます。

Q 浅川中学校では、高校の学区が八代町の生徒は石和学区で境川村の生徒が甲府・石和複合学区であります。合併して一つの市になるのに同じ中学校の中で学区が分かれているのは納得できないと思うのですが。

A 高校の学区は県教育委員会の管轄となり合併とは切り離して考えなければならないが、矛盾が生じてい



八代町での説明会

るのは確かだと思う。高校改革も進み行政の区域も大きく変わってくるので、いろいろな機会を通じて県の教育委員会に要望していきます。

Q 町村ごとに独自に行われてきた運動会や夏祭りなどのイベントは新市でも開催していくのですか。

A 6町村それぞれに様々なイベントを実施しており、実施主体は町村であったり観光協会や体育協会などとなっています。

それぞれのイベントに地域としての目的や伝統もあるので、基本的には現行どおり実施する方向ですが、市全体として実施した方がより効果が期待できるイベントについては市の事業として検討していくことになります。

Q 一宮町と春日居町は電話の市外局番が0553で他の4町村は055ですが、合併すると統一されるのですか。同じ市内でありながら市内料金で通話ができないのは不便だと思いますが。

A NTTに確認したところ、電話の市外局番を変更するためには、一宮町と春日居町の全町民の同意が原則となるそうです。また、局番の変更に伴いシステムの再整備を行う必要がでてきますので、基本料金や通話料金に影響が出るなどのデメリットが生じる可能性があります。

そういう理由から新市になっても現行のままで行くこととなりますが、将来的に地域からの声を聞く中で『不便である』という意見が出てくれば検討していくことになると思います。

Q 御坂町では、可燃ゴミの収集を週3回実施していますが、合併後が週2回の収集になってしまいます。これはサービス低下になりませんか。



石和町での説明会



御坂町での説明会

A 現行では、御坂町が週3回、他の5町村は週2回可燃ゴミの収集を行っています。御坂町の例に合わせて週3回の実施を検討しましたが、現在の収集運搬体制では対応できないため、週2回の実施となりましたのでご理解いただきたいと思います。

また、御坂町がこれまで実施していなかったタイヤ、バッテリーなどの収集を年1回実施することになっています。

Q 春日居町は、警察署や法務局などの官公署の管轄が違っていたり、農協も二つの農協が混在しており、新市との枠組みと異なりますが、このような区域はどうなりますか。

A 警察署などの官公署の管轄区域は現行のとおりとなります。ただし、県下全域で進む合併協議が一段落したところで新市として関係機関に管轄区域見直しの働きかけを行います。

農協については組織自体が変わるわけではありませんし、農協への支援はこれまでどおり行われます。

Q 境川村立の診療所については、合併によりサービスの低下が懸念されますが、その点はどのように考えていますか。

A 診療所にいる医師2名は地域医療の充実を図るため大変貢献していただいている。村としてもこのサービスを低下させてはいけないものとする。

診療所は、境川村が経営の主体となり2名の医師と委託契約を結んでいるが、純然たる医療費と別に経費がかかってしまうこともあるので、医師が直接経営を行うことが良いのではないかと考えています。いずれにしても医師の意見を尊重する中で一番良い方法をとっていきます。

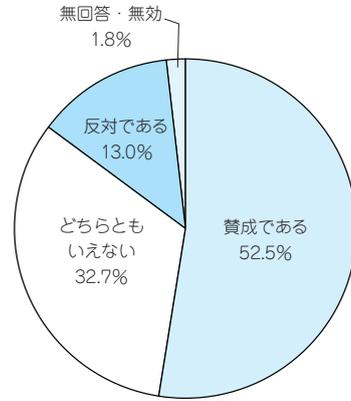
6 町村の合併に関する 住民意向調査の結果

新市将来構想を基に、来年の10月を目標にして合併に向けた取り組みを行うことに対する「6町村の合併に関する住民意向調査」が各町村で行われました。

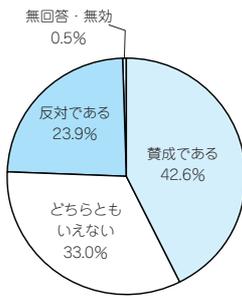
回収率については、各町村とも50%を超え、石和町56.8%、御坂町54.2%、一宮町65.4%、八代町81.5%、境川村80.3%、春日居町55.3%となっていて、6町村全体では62.1%でした。

調査の中で、将来構想をもって合併を進めていくことに対し、「賛成である」と答えた方が全体の52.5%、「反対である」と答えた方が全体の12.9%、「どちらともいえない」と答えた方が全体の31.9%となりました。

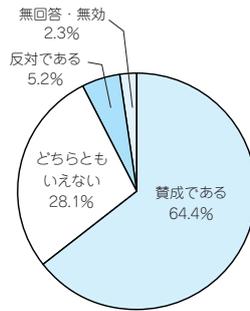
6 町村合計



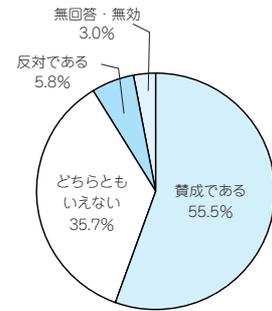
石和町



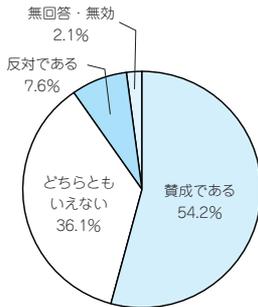
御坂町



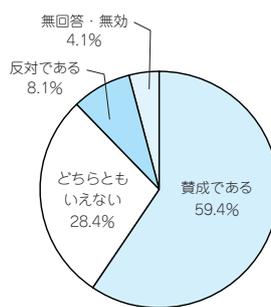
一宮町



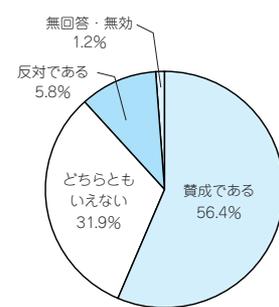
八代町



境川村



春日居町



住民意向調査集計表

| 町 村 | 賛成である | | 反対である | | どちらともいえない | | 無回答・無効 | | 合 計 | | 配布数 | 回答数 | 回収率 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-----------|-------|--------|------|--------|------|--------|--------|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | | | |
| 6 町村計 | 18,451 | 52.5% | 4,559 | 13.0% | 11,495 | 32.7% | 637 | 1.8% | 35,142 | 100% | 55,621 | 35,142 | 63.2% |
| 石和町 | 5,267 | 42.6% | 2,956 | 23.9% | 4,080 | 33.0% | 59 | 0.5% | 12,362 | 100% | 20,843 | 12,362 | 59.3% |
| 御坂町 | 3,411 | 64.3% | 278 | 5.2% | 1,489 | 28.1% | 124 | 2.3% | 5,302 | 100% | 9,732 | 5,302 | 54.5% |
| 一宮町 | 3,296 | 55.5% | 344 | 5.8% | 2,124 | 35.7% | 178 | 3.0% | 5,942 | 100% | 9,018 | 5,942 | 65.9% |
| 八代町 | 2,906 | 54.2% | 406 | 7.6% | 1,938 | 36.1% | 112 | 2.1% | 5,362 | 100% | 6,578 | 5,362 | 81.5% |
| 境川村 | 1,803 | 59.3% | 246 | 8.1% | 864 | 28.4% | 125 | 4.1% | 3,038 | 100% | 3,783 | 3,038 | 80.3% |
| 春日居町 | 1,768 | 56.4% | 329 | 10.5% | 1,000 | 31.9% | 39 | 1.2% | 3,136 | 100% | 5,667 | 3,136 | 55.3% |

合併協議会委員・事務局

変更のお知らせ

合併協議会委員

(敬称略)

| 町 村 委員区分 | 新 委 員 | 旧 委 員 | 変 更 日 |
|------------------------|-------|-------|----------------|
| 石和町 2号委員 (議会議長) | 芦野 知夫 | 志村 勢喜 | 平成15年 9月25日 |
| 御坂町 3号委員 (議員代表) | 上野 元昭 | 永野 一彦 | 平成15年 8月21日 |
| 境川村 5号委員 (学識経験者) | 角田 義澄 | 高野 正貴 | 平成15年 10月1日 |

合併協議会事務局

(敬称略)

| 職 名 | 氏 名 | 役 職 | 変 更 日 |
|------|-------|---------|-----------|
| 事務局長 | 中川 啓次 | 石和町総務課長 | 平成15年9月1日 |

6町村の人口と世帯

平成15年10月1日現在 / 住民基本台帳

| 町 村 名 | 人 口 | 世 帯 数 |
|---------|----------|-----------|
| 石 和 町 | 26,943 人 | 10,761 世帯 |
| 御 坂 町 | 12,445 人 | 3,792 世帯 |
| 一 宮 町 | 11,415 人 | 3,535 世帯 |
| 八 代 町 | 8,736 人 | 2,703 世帯 |
| 境 川 村 | 4,810 人 | 1,465 世帯 |
| 春 日 居 町 | 7,162 人 | 2,660 世帯 |
| 合 計 | 71,511 人 | 24,916 世帯 |

ご意見・ご質問を
お寄せください。

合併に関するご意見・ご質問は
合併協議会事務局 TEL055-261-6291
E-mail : kyogikai@office-gappei.jp
または、各町村役場合併担当課へ

協議会は傍聴できます

合併協議会は傍聴できます。会議の日程はインターネットのホームページをご覧ください。事務局に電話で問い合わせてください。

なお、協議の内容は「合併協議会だより」に掲載しますが、会議録や協議会資料は事務局で閲覧できますし、ホームページでも公開しますのでご覧ください。

ホームページへアクセスを

☆掲示板で語ろう

“いつでも 誰でも 好きな時間に”
アクセスしてね。
ご意見・ご質問も
お待ちしております。



ロフちゃん

ホームページのアドレスは
<http://www.office-gappei.jp/>

【編集後記】

全国各地で「季節はずれの桜」が咲いたという情報が寄せられているようですが、春日居町にある甲斐奈神社でも桜の花が咲きました。(写真)



この季節に桜が咲く理由はいろいろあるようで、海沿いの地域では台風などの塩害のために桜が子孫を残そうと花を咲かせたり、夏に大量発生したアメリカシロヒトリの幼虫である毛虫が葉を食い荒らしたため、枝から葉がなくなった木の状態と気温がちょうど春先のような環境を作り出し、つぼみが季節を勘違いして花を咲かせたりすること。

今年は冷夏に加え、残暑が厳しかったために起こった現象なのでしょうが、なかなか見られないものなので、ぜひ皆さんも一度「秋晴れの空に咲く桜の花」をご観賞してみたいはいかがですか？